

シルバー保険について

会員とセンター、会員と発注者との間には雇用関係がありません。

すなわち、センターの会員は、雇用を前提として労働関係の諸法規（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法など）の適用はなく、会員が仕事に負傷しても労災の保険の適用はありません。

しかし、労働関係の諸法規の適用がないからといって、会員が仕事に負傷しても何の補償も必要ないということにはなりませんし、また、会員がいろいろな仕事に就業中、誤って他人の身体や財物に損害を与えたというような事故に対しては、これを担保する制度が必要となります。

それが正会員全員を被保険者とする団体傷害保険及び賠償責任保険「**シルバー保険**」です。

ただし、全ての事故に対して全ての補償がされるわけではなく、急激かつ偶然な事故によって起こった場合で、かつ約款に基づき保険が適用されます。

事故の要因や内容によっては保険の対象とならない場合もあり、保険で担保できない賠償は最終的に事故を起こした会員（本人）の負担となります。

会員本人に責任がある賠償（過失責任）は、センターではカバーすることができません。

さらには「民事及び刑事、行政処分など」諸法規が適用される場合もあり、人を傷つけたときや第三者へ損害を与えたときは大変なことになります。

シルバー保険があるから大丈夫と過信しないで、安全就業を優先し、絶対に事故が起きないような作業環境を整え、安心・安全に就業しなければなりません。

後悔先に立たず、後で大きな損害の責任をとることがないように、会員一人ひとりが、発見された問題点の解決に向けて積極的に取り組む必要があります。

<保険内容>

次の①②の団体保険の内容で不安な方は、別な保険に各自追加加入し補償の内容を引き上げてください。
(例：県民共済、個人賠償責任保険(特約)、〇〇生命保険など)

①傷害保険

種類	金額	備考
通院	1日あたり 5,000円	事故の日から180日以内で通院日数は90日まで
入院	" 7,000円	事故の日から180日を限度
死亡	995万円	180日以内にその事故が原因で死亡した場合
後遺症	995万円	180日以内にその事故が原因で後遺症が生じた場合

②賠償責任保険（免責額：1事故 1万円）

種類	区分	1名支払限度額	1事故支払限度額	備考
請負	身体	3,000万円	1億円	
	財物		1,000万円	
生産物	身体	3,000万円	1億円	
	財物		1,000万円	
受託者	生産物		1,000万円	

※（請負危険）センターの提供した仕事に会員が従事中、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊した場合

※（生産物危険）センターが引き受けた仕事を会員が完了し、発注者に引き渡した後、仕事の結果が原因で他人にケガをさせたり、他人の物を壊した場合

※（受託者危険）会員がセンターが提供した仕事の一環として受託または管理中の他人の物を壊したり、盗まれたりした場合

保険の対象となるもの

- ◆センターの提供した仕事に従事中及びその往復途上
 - ◆センターが主催・指定する、総会、講習会、各種会議、ボランティア活動等に出席中またはその往復途上
- ※途上とは、活動場所と会員住居との通常経路の往復をいう。

保険の対象とならないもの（一部）

- 被保険者の故意
- 重大な過失(防護ネット、安全帯などの安全対策を必ずすること。)
- 自殺、犯罪行為
- 無資格・無免許、飲酒
- 持病（脳疾患、心神喪失等）
- 自宅就業
- 戦争、内乱、暴動など
- 地震、噴火、洪水、津波、排水、排気、じんあい、騒音など
- 整体・接骨院等の受診、むちうち、腰痛など（裏付ける医学的他覚所見のないもの）
- 被保険者同一世帯親族の身体障害及び所有管理する財物損壊など
- 麻薬などの薬物中毒
- 自動車などの所有、使用、管理（交通事故など）
- 除草剤・消毒薬散布等における薬害事故
- 被保険者が就業場所へ放置・遺棄した機械・装置・資材などに起因する賠償
- 修理・加工技術による拙劣や失敗による受託物損壊
- 事故の立証ができないもの
- 通常経路以外の事故
- 会員同士の損害賠償
- その他因果関係が証明できないもの

※上記はあくまでも（例）であるため、事故が発生した時はセンターへ連絡してください。対象になるかどうか保険会社へ確認します。なおその際には「事故報告書」を提出していただきます。保険会社が保険約款に基づき保険の適用の可否を決定します。

注意事項（交通事故など）

シルバー保険は、交通事故（物損・人身）などの対象となりません！

就業中又は就業途上において、自動車やバイク・自転車などを起因とした賠償事故が発生した場合は、自動車などの自賠責保険や任意保険が優先されるため、ご自身が加入している自動車などの保険で対応してください。シルバー保険では対応できません。

＜例＞ 自動車・バイクなどの場合・・・自賠責保険(強制)、任意保険
自転車などの場合・・・個人賠償責任保険など(特約で追加)



運転者が他人の財物（車両、建物、塀、看板、ガードレールなど）を万が一破損させてしまったり、相手にケガや後遺症が残るような重い障害を与えてしまったり、死亡させてしまった場合などは、加害者として高額な賠償金（億単位）が本人に課せられてしまう場合があります。

もし、任意保険などに加入していなかったときは、大変な額を一生または末代まで支払っていかねばなりません。

そのため、日常的に使用又は就業で使用する『自動車やバイク・自転車など』は各自必ず任意の保険などに加入してください。

また、ご自身が運転されている自動車やバイクなどの保険の補償内容を今一度確認していただき、もし加入していないときや補償額に不安を感じられる方は万が一に備え、ご自身やご家族のためにも今すぐ任意保険に加入又は見直しをしてください。



※交通事故の場合は、些細な事故でも必ず警察へ届け出て下さい。（道交法第72条）届け出がないと、後にトラブルに発展するケースが多々あります。

（本資料は、平成29年2月20日現在で作成しています。保険の内容や適用については、事故状況によって変わってくる場合があります。くわしくは、センター備付けの「保険のご案内」や「約款」でご確認ください。）